

ID: 1039

担当部署: 健康福祉部 子育て支援課

処分の概要	届出等不履行の支払の差止め		
法令名 根拠条項	児童扶養手当法 第15条		
法令番号	昭和36年法律第238号		
【基準】 法第15条の規定による。 第15条 手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第28条第1項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払を一時差しとめることができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日